

辰七十六

諸國名義考

上

291
● /
/

Handwritten text in a cursive script, likely a letter or document, written on aged paper. The text is arranged in several lines and is partially obscured by the binding of the book.

詩國各系考 全三冊

韻原考與呂大人集

Small handwritten label or note attached to the book's binding, possibly indicating a page number or a specific reference.

藤原彦麻呂大人著

諸國名義考 全二冊

此書は諸國の名義をいふ如きの書なり
古今の古く未だの考をあたへておかし
くしるの事おかしくしるの事おかし
くしるの事おかしくしるの事おかし
くしるの事おかしくしるの事おかし
くしるの事おかしくしるの事おかし

諸國名義考序

掛ま久母。安や亦畏炎。二柱御祖此神能。生
余之あま守る。大御國依之。昔昔はく米
大八嶋をいひて。八乃嶋あや有ける乎。後や
字やく亦。教く亦わたりて。教ひ亦亦十阿留
八國や取と。傳き事理を伝。昔昔はく米
大名持。少彦名此大神多と。相並ハレテ。作理

094
4761
1357



○諸國名義考

○本原序一

かゝる名を一様千里。神代より。柱の流あり。山平塚。南に。川を隔ち。海を臨み。して。古久國形多。備はりて。有きむ。此六十餘里八國を穿まれる。中東は。或は上下。東相也。或は道の口。その中。その後。いふ。下。その名は五十餘里八國を穿る。是より名は故也。そのはし。先の事ら。老ある。ふ。其は

手風の事。其は。古久國形多。備はりて。有きむ。此六十餘里八國を穿れる。中東は。或は上下。東相也。或は道の口。その中。その後。いふ。下。その名は五十餘里八國を穿る。是より名は故也。そのはし。先の事ら。老ある。ふ。其は

後の今と理考可求む事多し。和名能く
 奥津白玉、ひやし、得賀多良王さふ所と有
 せり乎。末木也の尔来む所心ふしの久く
 て。古人此ひ傳可多事也。今の代の人能
 可解可傳してゐる事引出記して乎。僻言は
 也。如くや。あき部とひ。そと正しものは正し
 未定と云て。諸國名義考や、ひふ書を那も。

女ははさけし。其人は。角障。石見能
 國也。勇莫取。濱田の殿也。江戸法御館ふさふ
 羅ふ。阿良ふ。其多智はこれ。立麻呂。あけ未
 也。まき。法書也。あけ。乃。多。あ。や。
 國。法名。の。ゆ。え。ふ。し。あ。ま。く。ほ。ま。は。ふ。人。の。
 此。ふ。あ。よ。ふ。見。む。ん。ま。未。あ。く。し。法。書。や。や。
 此。は。さ。ら。あ。や。あ。あ。あ。く。し。あ。あ。あ。や。あ。あ。あ。

まろきや。かくいふは。神凡の。伊勢乃。水枝刺。
松阪乃郷。佐久々之。鈴の屋法。蘇我。を。法
家。終。き。る。本。居。の。意。富。比。良。

凡例
○伊邪那岐伊邪那美二大神の生成給ひ大汝少彦名
二神の造り固め賜ひ大八嶋國多れと後よ敷々よ
割られしころあり五畿七道と定められしころ
よや定くれしころあり畿内ハ孝徳天皇の御世よ
其、埜を定められしころあり五畿といふ名目あり日本
書紀持統天皇卷よ四畿内と始て見えしころハ河内
和泉と一國よて割られしころあり七道と定め
られしころありのころあり大八嶋國ハ比成務天皇
五年以東西爲日縱南北爲日横山陽日影面山陰

曰、背面とある山陽山陰ハ六書故ハ山阜之南向日謂
之陽、山阜之北背日謂之陰とある外國風もてこれ
しるべし、今の山陽道山陰道の事ハ、今ハ古事
記水垣宮段ハ高志道とあり、今の北陸道マて東方
十二道とあり、今の東海道も又日本書紀崇神
天皇卷ハ北陸東海西道丹波を四道とあり、景行
天皇卷ハ東山道十五國とあり、北陸東方をこれ
天武天皇卷ハ山陽道山陰道とあり、東海東山山陽山
陰南海筑紫をこれとあり、續日本紀文武天皇卷ハ
始て七道の号あり、さて國造本紀ハ百四十四國ハ

國造を置とこれとあり、ハ郡里をも國と云
あり、猶ハの本紀ハ、これとあり、嵯峨天皇
の御代ハ越前國を割て加賀國を置とあり、
六十六國二嶋と定とあり、かく定とあり、既ハ
續日本紀ハ國の守ハ任ハ事志を、見えて官
位令ハ國の守介を、の位階を分られ、とハ、や
り、定とあり、むを全く備て物ハ見ありハ
延喜式和名抄等あり、

○六十六國二島の名義ハ、悉とあり、あり、
これと未是を考へ得とあり、後世其名義の

論多きより或ハ字なるべし或ハ漢意に陥て
皇國のいふ一はよくあるに今著るこの考ハ師翁の
説よりして諸書を引類と例とをとりて思意
を述しあり見む人外も考へ得る説あり我も
さう給へ速に改め直してむ

○古事記志賀宮段に定賜國々之埜云々あり日本
書紀成務天皇五年隔山河而分國縣隨阡陌以定
邑里あり履仲天皇四年秋八月云々於諸國置
國史記言事達四方志云々あり孝德天皇大化二年
云々宜觀國々埜埜或書或圖持來奉尔云々あり

天武天皇十二年遣伊勢王孫田公八國多臣品治中臣
連大嶋並判官錄史工匠者等巡行天下限分諸國之
境埜然是年不堪限分十三年遣伊勢王等定諸國埜
り續日本紀元明天皇和銅六年五月甲子畿内七道
云々土地沃墾山川原野名號所由又古老相傳舊聞
異事載于史籍言上云々あり其境ハ
いづこありまじちん

○續日本紀聖武天皇天平十年八月令天下諸國造國郡
圖進云々こハ亡るりわ絶てり事あり

○姓氏錄に坂合部連大彥命之後也允恭天皇御世

造立國境之標、因賜姓坂合部連、（坂合の） 坂合の義あり

○百練抄後堀河天皇嘉祿二年盜人切穿民部省文庫盜取文書諸國圖帳少々紛失云々こハいゝるる書よめりしちゝき書名ありこの後元亨のころ撰りしる圖帳の殘闕今いゝる世あり

○朝野群載に延長三年十二月十四日大政官符五畿七道諸國司應早速勘進風土記事右如聞諸國可有風土記文今被左大臣宣你宜仰國宰令勘進之若無底探求部内尋問古老早速言上者諸國美知

依宜行之不得邊廻符到奉行とも今亡ひてたゞ肥前豊後の二國のみ残り又出雲風土記ハ天平五年二月卅日勘造とありていゝ古き書ありを幸よのり釋日本紀万葉註釋との外よりいゝ風土記の文見えり今引用し總國風土記ハ後世の書あり

○國号よりいゝハ木國倭國泉國津國越國豊國火國なりて一字ありしなり駿流河國相加模國武藏志國丹迹波國但邊馬國なりて三字より書へり

七道諸國郡郷之名著好字云々（延喜氏部式）
凡諸國部内之郡里等之名并用二字必取嘉名云々と
あり一字あるハ韻字を（ニ）或ハ上下前後とせり
或ハ右左ありて二字と（三）三字あるハ畧（四）きて二字
と（五）嘉名を唱へ好字を改ら（六）り（七）中（八）六字音の
号も出来（九）る也

○國号を何州某郡とい（一）は後世小ざ（二）り（三）き儒者
外國を習（四）ひて書始（五）し（六）廣く（七）なり（八）る（九）て

朝廷の御制（一）あり（二）故（三）は古書（四）より（五）なる名目（六）なり
て物（七）の名を（八）乱（九）る（一〇）儒家の常（一一）なり（一二）と（一三）わ（一四）る（一五）事（一六）ハ

り（一）可畏（二）事（三）なり（四）神代卷（五）は洲（六）の字を（七）わ（八）る（九）と（一〇）ハ
嶋（一一）とい（一二）ふ義（一三）にて州（一四）とい（一五）ハ異（一六）なり（一七）

○諸國の廣狭行程遠近民戸田税人物産物等ハ諸書（一）より
わ（二）づ（三）りて（四）こ（五）ろ（六）よ（七）ろ（八）る（九）を（一〇）比（一一）た（一二）る（一三）國（一四）の名義（一五）を論（一六）ぶ（一七）の（一八）と

文化六年五月

藤原茂麻呂

文外六卷五頁

蘇州府志

○此世の東海津野多由乃、田代入國去時、
○此世の東海津野多由乃、田代入國去時、

諸國名義考上卷

石見國瀨田家人

齊藤彦麻呂誌

畿内

日本書紀孝德天皇卷ノ凡畿内東自名鑿橫河
以來南自紀伊兄山以來西自赤石檜淵以來北自
近江狹々波合坂山以來為畿内國とあり訓法ハ
北山抄ノ字治都久仁とありさて民部省圖帳
ノハ五畿垣内とあり畿と云ルハ田令ノ凡畿内
云々我耕ノ謂畿猶垣也言平畿之内也と見え
ノ詩商頌玄鳥之篇曰邦畿千里惟民所止とあり

東陽許氏曰王者所居地方十里謂之王畿居天下之中焉と文選注天子居千里曰京畿焉と刑法志曰同十為封封十為畿畿方十里るといへる外國の号を仮用させ給へるなり

山城

和名抄よ山城 夜高之呂源唱朝臣為重任之時奏請以河陽離宮為國府 とあり名義ハ日本

紀略よ山勢實合前開云々此國山河襟帶自然作城因斯形勝可制新號宜改山背國為山城國云々まゝ山城志よ以其在大和國此為名とありハヤもよふ一ありガごとことありて古事記傳よ都藝近布夜ハ継苗生也云々

継苗とハ山の樹を伐取り跡よ又継て樹を生一とむ料よ植る苗とつゝ云々かの山の樹の継苗を生むり地と山代と云るべし凡て山の用ハ材と出を主とせり故よ即材と伐取事と山と云て此ハ其伐出をへき材の継苗或生む地なり茲以て山代と云る萬葉集よ間木代とも書るハ此義なりされバこの枕詞よ継苗生之山代と云意よつゞけたりありさて山代ハもくろく一國の大名よても有べりれと又思ふよ始ハかの継苗生と云山代より負る一郷あるの名よても有るむ云々とありといひ物遠きことときこゆれと

稱と生し立る田と苗代といふ類へこの著好字、まよこ
取嘉名とあるをと思ふ、誰々疑ふむいふ、へを
あつて字義よるづめる人、いふよ、いふ、いふ、續日本後紀
仁明天皇、和三年冬十月己未、兼前之例、畿内國次以
大和國、處之第一、敕宜、據新式、改之以山城國、處之第一

大和

和名抄曰大和於保夜萬止國此ハハ一郷の名より
一國の名とありて、御代々天皇の大宮をさまざる
國あり、其名廣くありて、後ハ皇國の大号と成る
故ハ大字と添て大倭と云一國の倭ハも大字と

添ハハかの用、二字の例あり、名義ハ釋日本紀ハ弘仁
私記序と引て、天地剖判、泥濕未乾、是以栖山往來、因多
蹤跡、故曰耶麻止、又古語謂、居住為止、言止住於山也、
延喜開題記ハ大倭國草昧之始、未有居舍、人氏唯據山而
居、仍曰山戶、是當於山之意也、或説ハ開闢之始、土
濕而未乾、至于登山、人跡著焉、仍曰山跡、と云る、あどハ
いふ、とも古意あり、ハ縣居大人ハ山門あり、と云は
る、この一國の中、平らよして四方山をれば、あ、荒木
田、久老ガ、楓、落葉の首書ハ、屋、庭、所の約、を、あ、と云、
この始て白檜原宮と建られ、故ある、ハ、師翁の國号

考ふ山處山内山が秀の三種の考あり其中は山内山秀の
同意あり日本書紀神武天皇卷より東有美地青山四周
云々益六合之中心乎云々又五藏内國及至鏡連日命
乘天磐船而翔行大虚也既而降之故因目之曰虚空
見日本國矣又景行天皇卷より十七年云々歌之曰夜摩
苦波區珥能摩保羅麼多々憐豆久阿烏伽夜摩許恭例
屢夜摩苦之于漏破試云々とありて又神武天皇卷より
秀真國ありとありと思へる山秀とありとふりてくる
べき世より山外ありといふ説は山城平安京と内と
より後世の俗説ありとてさめくよゝゝり字よつきて

ひひのいふ僻儒の常よりいとひひごとく之耶馬臺の字の
魏志といひ書小ありといひ夜方登といひと聞て然書
し又倭の字は始て前漢書よりありて後漢書小倭奴
国云々倭国之極南界也とあり外國よりハ皇國と倭国
といひ筑紫のをもて倭奴国といひしとありと唐書小
日本古倭奴也と誤りる小まどのハされてひひの小心得
るひひのひひ言ことひひの字をて捨給は派用ひひを
給ひしと又養徳の字のハき字と撰りしとありと和の字の
倭小音の通小故は好字に改らしと字ハひひふまれ
名の夜方登より名義ハ山秀あり事上よいと如し

續日本紀聖武天皇天平九年十二月丙寅改大倭國為
大養德國十九年三月辛卯改大養德國依舊為大倭國
又拾芥抄云天平勝寶年改為大和國

河内

和名抄小河内加不知同用古事記及國造本紀云大河内
在志紀郡
あゝの姓氏錄云凡河内といひ氏もあゝ名義ハ古事記
傳ハ倭の京マテ山城の大川の此方ハあゝ國ありを
あゝといひ大河内と云ハと諸國の名必ニ字ハ定られ
しと云ハ大とハ除き内らむ云々とありこの意あるべし
萬葉集ハ瀧津河内云々とよめるも川のともと改りし

あるべし河内志云以皇都在和州大河繞州西北故名と
ある大河也山城の定川ありべし日本書紀仁德天皇
十一年の紀云河内國茨田堤と造らりしと見えて
延喜神名式云河内國茨田郡堤根神社とあり姓氏錄
河内皇別云茨田宿禰彥八井身命之後男野見宿禰仁德
天皇御代造茨田堤又仁明天皇嘉祥元年命築茨田堤と
ありさて畿内志云長柄川清河第二支上古水道唯是
一川横流不仁德天皇疏導堀江延曆中通三國川然猶
汎濫不已筑紫島北故水道漏水勢于三國川名曰中津川
今二重堤即此後後名柄川塞此水路童謡曰振津國能

中津河原^{ナカツカハ}素瀨岐^{スネギ}加祿^{カク}豆^{マメ}云々^{トク}あり^ク續日本紀聖武
天皇天平十三年夏四月辛丑云々檢校河内與攝津相爭
河堤所^{カハツ}と植武天皇延暦七年三月甲子云々河内攝津
兩國之堺城川築堤自荒陵南導河内川西通於^シ邊云々
あり^ク神護景雲三年河内職と置と^ルこと
あり^ク河内^{カハツ}川あり^ク負^カ國名あり^クとや^リつな^リ

和泉

和名抄に和泉以都三國府在和泉郡名義ハ摠國風土記に和泉國者

本與河内國合為一國神護景雲丙午歲方大鳥郡鳥島
國其後為和泉國也和泉者國土涌出元珠也とあり^ハい^ク

師翁の玉々つまよ和泉の和の字ハ和泉郡あり^テ上泉
下泉^トふ^ル郷もあれを^そこより出^ルる國名多^ク事ハ論
か^しかくて其郷の府中村は今も和泉の井といへ^ル
めで^たき清水あり^テ泉井^ノ上神社和泉神社なり^トも
あり^テ式よも^し田然る^ニ並河氏^ノか^つり^テ和泉志を
これ^ハこの和泉井と擧^ゲて其水清且甘と記せ^ルを以^テ
思へ^バ此清水上つ代^リり^テ清くて甘あり^シ故^ニ
に^きいづ^とと号^シて和泉と書^スり^テ其里人^ノを^たん^ん
泉との^しひあり^テる^ガひあり^テて名高^クき水^{なり}れ^ル
京人^もと^も泉との^しひあり^テる^ガよ^クて郡の名

よも國の名よもる行々をそめて國郡まくの名二字よ
めく事多る故よ文字よハ必本の名の如く和泉とハ書
るるべし云々といふれり續日本紀元正天皇靈龜
二年春三月癸卯割河内國和泉日根兩郡令供珍努官
夏四月甲子割大鳥和泉日根三郡始置和泉監焉聖武
天皇天平十二年八月甲戌和泉監并河内國焉孝謙天皇
天平寶字元年五月し卯和泉國依舊分立とありけり
和泉并ハゆと河内國よありしるるべし日本書紀欽明
天皇卷よ河内國泉郡芽浮海とあり

攝津

和名抄よ訓法ありたゞ津このよとむべき名義ハ即
津なり津ハ同抄よ四聲字苑云津渡水處也唐令云諸渡
關津及乘船筏上下經津者皆當有過所和名とあり然ると
神武天皇御代よ奔潮太急よありけり浪速國と云けり
後よ記て難波といふる國史よ見えけり其後仁德
天皇御代よ皇都とあり給ひけり高津宮と号くさて
高津といハ岸高たれよ中下河邊長流け續歌林良材
集一此國風土記よ引て天稚履よ屬て下りける神天
探女タケメ船よ來て爰よ泊る故よ高津と号くといへり
萬葉集一又方乃天之探女之石船乃泊師高津者淺水

對留查實さて撰の字ハワウカニ義セシワシ玉勝間ニ
職員令ニ撰津職帶津國云々あり撰の字ハ難波ト
津國ト撰て寧ろあり静謐の意とありりハ
のハハかくて延暦十三年停職為國とありて夫ら
其官諸國司の列とあり然とヤも猶りくのまゝ小
撰津とありれらる故ニ後人是を元より國名を思ふ
り云々俗ニセツ所ともむハハ今世も
津の國津の守るるとむと正しく云々あり
ありハ字彙ニ撰靜謐也とあり漢書ニ撰然天下安
るといふよりりハありハ職職員令ニ撰津職

撰津國

大夫一人掌祠社戶口簿帳字養百姓勸課農桑糾

察所部貢舉券義田宅良賤訴訟市廛度量輕重倉廩
租調雜徭兵士器仗道橋津浦過所上下公使郵驛傳馬
關道雜物檢校舟具及寺僧尼名籍事とありりハ
二代拾及日本後紀ニ延暦十二年三月九日大政官行應
停撰津職為國司事右被右大臣宣徐奉教難波大宮既停
宜改職名為國其二季祿及月料並從停止とありり國造
本紀ニ撰准法令謂撰津職初為京師柏原帝代改職
為國とありり

東海道

延喜民部式に伊賀伊勢志摩尾張三河為近國
遠江駿河伊豆甲斐為中國相摸武藏安房上總
下總常陸為遠國とあり民部省圖帳に東海
濱道とありてうなつちとあり西宮記郡司
讀奏條よりとべつち又うべつちあり又ひ
かしのうとのちらとあり北山抄に宇女都
美知又宇倍都道とあり

伊賀

和名抄に伊賀以加國府名義ハ伊賀國風土記古本遠冬
猿田彥神女吾娥津媛命云々又此神之依知守給國謂

吾娥之郡其後清見原天皇御宇以吾娥之郡分為國之名
後改伊賀吾娥之音轉也とありこの國の伊賀郡に阿我
郷ありさうを同國延長の風土記にハ伊賀國者往古為
伊勢國大日本根子於大境天皇御宇癸酉方而為伊賀國
本此号者伊賀津媛之所領之郡也依為郡名亦為國名と
あり伊賀津媛ハ崇神天皇の御女なり國造本記に伊賀
國造志賀高穴穗朝御世皇子意知別命三世孫武伊賀都
別命定賜國造難波朝御世隸伊勢國飛鳥朝代創置如
故云々倭姬命世記に天武天皇庚辰歲七月割伊勢四郡
立伊賀國とあり

伊勢

和名抄云伊勢

以世國府
在鈴鹿郡

名義ハ伊勢國風土記云伊勢

國者云々神倭磐余彦天皇自彼西宮征此東州云々天

日別命奉勅東入數百里其邑有神名曰伊勢津彥天日別

命問曰汝國獻於天孫哉答曰吾覓此國居住日久不敢聞

命矣天日別命發兵欲戮其神于時畏伏答云吾國未獻於

天孫吾敢不居矣天日別命令問云汝之去時何以為驗啓

云吾以今夜起八風吹海水東波浪將東入此則吾之却由

也天日別命令整兵窺之比及中夜大風四起肩舉波瀾

光耀如日陸海與朗遂來波而東焉古語云神風伊勢國者

常世浪寄國者蓋此謂之云々天皇大觀詔曰國空取國神

之名号伊勢即為天日別命之村地國云々云々云々云々

万葉註釋云引云云釋日本紀云引云云云云云云云云

風土記の文と大同小異あり古傳もやまと思ふ

伊賀津媛の如く國号のめぐりて此國に住るの事

伊勢津彦と云ふてあり或人の伊須受の

約を轉るるあり又ハ五瀬命より負

名あり云々云々云々立入信友ハ風土記云大風四起云々

ありを思へ伊ハ息よて勢ハせくせむるせむるせむ

せむらくあり云々云々云々云々云々云々云々云々云々

いへりこの神大風を息吹放つ徳あるよろしく伊勢津彦と負しよやあゝむむいへり

志摩

和名抄は志摩之萬國府在英原郡名義ハ或書ハ志摩國風土記の速文にて引くる志摩為伊勢島之意也放地出海中之島也後成國名云々こハ國體よりて号けらるるあり
へり此國答志郡答志崎海中より出て參河國にこ島と對ひ合ひしは鳴の國ともいふもさるるあり
志陽畧志ハ伊良湖崎在伊良湖村此地者三河國瀝長郡也此地去神鳴一里以近混志摩國云々とありさて
國造本紀ハ島津國造とありハこの國の國造あり

尾張

和名抄ハ尾張乎波里國府在中島郡名義ハ尾張國風土記ハ尾張國者起世總曾積古之所領行也神倭磐余彦天皇東征之時討伏湯貴首人歸化之場海部佩室臣奉射天皇天種子命以三角石弓及玉太羽矢射殺佩室臣討終於海部氏姓因此號其國謂於波里乃國謂尾張者音之訛也云々とありハいふもさるるありハ古老の云傳へるもさるるあり
りハもさるるありハ十季劍より負し名
るるありハ其の故ハ古事記ハ故所斬之刀名謂天之尾

羽張亦名謂伊都之尾羽張とあるハ草薙劔カサキハありぬと
 尾羽張ハハ劔先の中ハ廣さハと云ふハ古事記傳に見え
 ううわハ草薙劔も劔尾の中張らるる久よわろ号
 乃ハ天之波士弓天之羽々ハ知まハハ坂瓊の玉ハと云ふ
 ひよりの名よありぬをハ合て思ふハ日本書紀神代
 卷ハ草薙劔此今在尾張國吾湯市村即熱田祝部所掌
 之神是也とありぬハ尾張國風土記ハ熱田社者昔日本
 武命巡歷東國還時娶尾張連等遠祖宮酢姬命ハ宿於
 其家夜頃向廁以隨身劔掛於桑木遺之入殿乃驚更狂
 取之劔有光如神不把得之即謂宮酢姬曰此劔神氣ハ足
 奉齋之為吾形影因以立社熱田鄉為名也とあり熱田社
 緣記ハ同トされト國史ハハハハハハ異ハ古事記日代
 宮殿ハ倭建命云々還來尾張國入坐先日所期美夜受
 比賣之許云々以其御刀之草那藝劔置其美夜受比賣
 之許而取伊服岐能山之神幸行云々とあり日本書紀
 景行天皇卷ハ日本武尊更還於尾張即娶尾張氏之
 女宮實媛ハ而云々解劔置於宮實媛家而云々とあり古
 古語拾遺ハハ其草薙劔今在尾張國熱田社未叙礼典也
 日本書紀天武天皇卷ハ朱鳥元年ハ天皇病出
 草薙劔即日送置於尾張國熱田社云々とあり事ハ

ありかゝりありと、劔の尾羽張り有り國名と云ふも、
 古事記傳は尾張國名義ありと思ひ得ば萬葉集
 十三卷小治田之年魚道之水乎云々續日本紀二十九卷
 尾張國山田郡人小治田連藥等八人賜姓尾張宿禰と
 ありとを合せて思へば尾張を小治田とも云ふ若
 然らば即小治田に依りて田に依りて名ありと云ふも
 又葛城の高尾張りうつろくとも云ふも
 姓氏録は葛木忌寸高御魂命五世孫劔根命之後也と
 ありともありとありとありと

叁河

和名抄小叁河

三加波國所在寶劔郡多麻呂云今ハ劔と飯と誤てはひの郡と云 名義ハ或云

引くは叁河國風土記逸文は叁河國有三川一曰男川二
 曰豊川三曰矢作川男川者河上有山神白髮明神也豊
 川者此河上有長者民屋豊鏡故曰豊川矢作川者日本武
 東征時於河邊多作矢故曰矢作川とあり古事記傳は
 男川の今大平川と云ふ豊川の吉田川ありといへり
 或説は男川の賀茂郡より出て池鯉鮒の西今園の
 東を南へ流るる川ありと云ふ大平川は非トとも云ふ
 云々とあり立入信友云今遠江は二河と云ふ郷ありて
 よく似たりと云ふ也彦摩喜思入は三大川ありて

三河國とすも号しはうつろひ物なり又思へば數を
ゆりびたて大川と稱へて御川と名づけしふてもあり
むらとみそろりよりのし 太平記にみゆり
和名抄に遠江 止保太阿和三 名義ハ或書に引く遠江國
風土記の逸文に近江始書於海有大江自帝都近故改
近江又遠江始書遠於海北國有大江自帝都遙遠改
名遠江とありも阿波守美多りしを後ま京の
遠近よりして遠つ於海近つ於海とちりれりとも必用
二字の例多れば遠江近江と書ふ事とありぬるを

和名抄に止保太阿不三とありハ轉約ありを後世止保
多不美と云るゆり約 古事記傳に此國に
古へ湖ありしを以て此名を負へり近江國の京に近
さよ對へて遠とハ云ふりさて其湖ハ明應のころ甚
地震て地断て南の海に連るり其断る所と今
切といふ延喜神名式に遠江國磐田郡於海國王神社
とて同國濱名郡猪鼻湖神社とありといふれり
文德實錄嘉祥三年八月戊申詔以遠江國府遊比古神列
宮社先是彼國奏言此神叢社職臨大湖湖水所既舉土
頼利湖有一口開塞無常湖口塞則民被水害湖口開則

民致豊穰、或聞、或塞、神實為之、請加崇典、為民祈利、後之

駿河

和名抄云駿河須流如國用 在安部郡名義ハ萬葉集云打縁流駿河

能國云々如く尖川の意あるべし東遊駿河

舞歌云須留可奈留宇止波末仁宇知与須留奈見波奈々

久佐乃云々ありてハ川ありて海ありいつこも

浪ハつらく打らるべけれと万葉集の哥云あつらひ

けしのももて此國の川ハ山より落て海に入る水のけ

りしれハ川波強く打らる勢ひの猛烈なるまろて

尖川國と云あるべし此國云駿河郡ありりとハ

より出る名あるべし此國の風土記云駿河有三大河而

其清勢如駿馬馳千里故為國号まろ薦河者依其河流

薦々而不知淀溜也所謂志通波他河不二河大堰河也まろ

ありハ共ニ字なるべしと也

伊豆

和名抄云伊豆國府在 田方郡名義ハ或書云引る伊豆國風土記

逸文云伊豆東相模西駿河出其中間之國故伊豆則出之

義也云々あり彦麻呂思ふ出湯の約まろてハあり

ふらり准后親房記云此國風土記を引て替温泉玄古

天孫未降也大己貴尊与少彦名我秋津洲憫民大折始

製禁葉湯泉之術伊津神湯又其數而箱根之元湯是也走湯者不然人皇四十四代養老年中開基非尋常出湯一昼夜二度山岸屈中火焰隆發而出溫泉甚熾烈純沸湯以極盛湯船浸身者諸病悉治云々とあり今も熱海湯山伊東松原（伊東）の温泉あり古本和名抄に温泉一曰以天由出湯也とあり風土記に駿河國伊豆乃埜号伊豆國云々國造本紀に難波朝御世隸駿河國飛鳥朝御世分置設

甲斐

和名抄小甲斐加比國府在八代郡名義ハ鴨祐之ガ大八州記に甲斐之為言飼也飼養駒馬之謂因以為國號乎といひり

日本書紀雄略天皇十三年甲斐黑駒云々とあり續日本紀聖武天皇卷に甲斐國獻神馬黑身白髮尾云々とあり甲斐國風土記に都留郡有牛馬之牧每年依本寮之命貢駿馬肥牛云々とあり類聚三代格に天長四年十月十五日大政官符置甲斐國牧監事云々頃年蕃息漸多繫飼獻倍北牡之數于今千餘而至當監事品秩稍卑按檢馬政云々とあり平氏太子傳略に甲斐國貢一驪駒四脚白者云々とあり年中行事哥合に甲斐駒掌あり六帖に小笠原への御牧あり駒といはばぞろろとて袖にさしあり和名抄に甲斐國巨麻郡逸見郷あり今も黑駒山

ありさて古事記傳は山の峽ある由あり加比八間と同じ
云々と云れつるをらるゝべき今其國のさゆを思ふ
は山々群立る間々は民屋ありて峽の國といひべき
さゆあり和名抄小峽山間陝處也俗云山乃加比とあり

相模

和名抄小相模佐加三國府在大住郡名義ハ或書ハ神倭磐余彦天皇
欲平東夷之時云々自大山之中津峯遙啟覽之而勅ヒコト嵯
峨身哉此軍之諸人依之有嵯峨見之名云々又云足輕明
神昔狩人也或時離寵妻有悲傷故常見亡妻之鏡思
之相模如見其亡妻故曰相模といへるはいつくも

ありさて鏡の説ハ字義よるづゝるのいゝき妻説
あり皇國のいゝゝ音もていゝる事あり縣居大人ハ身
狹の國あり西國北國よてハ前後りて國と分け東國
よてハ上下りて方る例ありをこハ身狹上の畧ありと
云とつれと摠あり上下と方つるも又例あり物とや
國名よハ上某下某といひハありと某上某下といひあり
されど郡名よハありともハ異あり古事記日代宮乃殿
の新橘比賣命の歌ハ佐泥佐斯佐賀牟能表怒逆云々と
あり古事記傳ハ名義未思ひ得を試よ云々佐斯上よや
あり又或説ハ坂見の意也と云へるハあり凡て上

神をを加年とりしハ下ニ言の速く時の事なりハ此國
名も佐賀年とりしハもく佐賀年の國佐賀年の小野
を連ねりし時の歌よて有るむ云々としりしる小
うて彦麻呂しりし思ひしる事あり同記同段ニ
倭建命云々到足柄之坂本食於御根處其坂神化白鹿
而米立爾即以其咋遺之蒜片端待打者中其目乃打殺也
云々とありしと思ハ坂神國の畧しりてハありしる
是より前ニ佐賀年能衰怒と諷ひ給ひし事ありしハ
其坂神しり古くし此足柄の坂小住給ひしありし此
命の事の時ニ始て出るるにてハありしるべし

おのが強言なり

武藏

和名抄小武藏年世之國所名義ハしりし考得バ縣居大人ハ
在多摩郡身狹上ニ對ひし身狹下ありしりしれしと諾りぬ
事ハ上ニ云々古事記傳ニ年邪志國今ハ邪を清て寄小
とぞし濁るべし此邪字より藏字より万葉集十四ノ
牟射志野と書る射字のづれも濁音ニ用る例あり名義
しりし思ひ得ばありし立入信友云國造本紀ニ先邪志
國造の次ニ胸刺國造とありし迎き地名と聞えし胸
刺身刺るの古事よりしる地名ありしむといし續

日本紀稱德天皇神護景雲二年六月癸巳武藏國獻白雉
云々奏云雉者斯良臣一心忠貞之應白色乃聖朝重光照
臨之符國號武藏既呈戢武崇文之祥云々とあるハ
りハ年邪志の三字と好字小改め二字と定め武藏と書
て志字を畧く是より後ハ此國より白雉と奉り
しつきて武藏の二字を祝して奏しし詞あり
必し國名の起ると莫思ひ誤るるを或書ハ武藏
國風土記として引くハ武藏國秩父高者其勢如勇者怒立
日本武美此山奉為祈禱以兵具納埋岩藏故曰武藏と
しるハりし一字音のるる事とも和銅の勅命とも

是れ後人の字義をなづくる偽作るハ小なりハこれ
ハ國号あり續日本紀光仁天皇寶龜二年冬十月己卯
大政官奏武藏國雖屬山道兼兼海道公使繁多祇供難
其東山驛踏從上野國新田驛達下野國足利驛此使道
也而枉從上野國邑樂郡經五箇驛到武藏國事畢冬
日又取同道向下野國今東海道者從相模國表參驛
達下總國其間四驛往還使進而去此就彼損害極多
臣等商量改東山道屬東海道公私得所人馬有息奏可

安房

和名抄云安房

阿波國丹

名義ハ南海道の阿波國より

移りしるるは其條云ふ古語拾遺は天富命更求沃

壤分阿波齋部率往東土播殖麻穀好麻所生故謂之總

國云々古語麻謂之總也今爲阿波忌部所居便名安房郡

安房國是也とありて古事記日代宮段は大帶日子淤斯呂

和氣天皇此之御世定東之志水門とあり日本書紀景行

天皇五十三年秋八月天皇詔群卿曰云々は月乘輿幸伊

勢轉入東海冬十月至上總國從海踳渡淡水門云々古

事記傳はともく此時はのこ一國の名はあは

上總國の内にて其水門といふは安房と相模の御浦

郡の御崎今も御崎と云との間を大海より入海入る海門

ありとあり古語拾遺は天富命即於其地立太玉命社

今謂之安房社云々延喜神名式は安房郡安房坐神社

名神大月次新嘗今洲崎大明神と申是るは續日本紀元正

天皇養老二年五月乙未割上總國之平群安房朝夷長

狹四郡置安房國とあり聖武天皇天平十二年丙戌

安房國并上總國とあり孝謙天皇天平寶字元年五月

乙卯安房國依舊方立とあり

上總

下總

和名抄小上總

下總

名義

古語

拾遺^ノ天^ノ富^ノ命^ノ更^ニ求^ル大^ノ壤^ノ分^ニ阿^ノ波^ノ齋^ノ部^ノ率^ニ往^ル東^ノ土^ノ播^ル殖^ル麻

穀^ノ好^ク麻^ノ所^ニ生^ル故^ニ謂^フ之^ヲ總^ノ國^ノ穀^ノ木^ノ所^ニ生^ル故^ニ謂^フ之^ヲ結^ノ城^ノ古語麻謂之總也今

為上總下總二國是也とありこの義なり和名抄下總國相馬郡

布佐^ノ郷あり續日本後紀仁明天皇美和二年三月辛酉

下總國人陸奥鎮守外後五位下勳六等物部迺瑛連熊猪

改連賜^ノ稱云々昔物部小事大連錫節天朝出征坂東

凱歌歸報藉此功勳令得於下總國始建迺瑛郡仍以為

我^レ是^レ則^レ熊猪等祖也とありこの迺瑛ハ佐總ありと云

さて或書ふ此國風土記とて引くるハ總謂木枝也

昔此國生大楠長及數百丈時帝怪之上占之大史奏曰天下

大山車也因茲斬捨彼木倒南方也上枝曰上總下枝曰下總

也云々とありハいふ今世はつと云ふとといふ略語なり

常陸

和名抄下常陸比太知國府在茨城郡名義ハ古事記傳ふ古今顯注ハ

いふ不^レち^レち^レといふを契沖ヶ陸をわらとらけり事

りるらびいこらはいこらちちとて誠ニ然と

古哥^ノ東^ノ路^ノの道^ノのちちらひこらちちらひハ東海道^ノの

極^ノち^レら^レら^レ云々とあり誠ニ然と下常陸國風土

記^ノ往^ル來^ル道^ノ路^ノ不^レ隔^ル江^ノ海^ノ之^ノ津^ノ瀆^ノ郡^ノ郷^ノ境^ノ塲^ノ相^レ續^ル山^ノ川^ノ之^ノ峯^ノ

谷^ノ取^レ進^ル通^ル之^ノ義^ノ以^テ即^チ名^ニ稱^ス焉云々抄云此國中道路^ノ江^ノ海

陸地一續之直路とありて萬葉集に衣手常陸國云々と
 ありて同風土記に倭建尊巡狩東夷之國幸過新治縣所
 遣國造昆那良珠命新令堀井流泉淨澄尤有好愛時停乘
 輿馱水洗御手御衣之袖垂泉而沾依漬袖之義以為此國
 之名風俗諺云筑波岳黑雲挂衣袖漬國是矣とありて
 曝井當其以南出坂中水多流尤清謂之曝井緣泉所居村
 落婦女月會集院布曝乾云々ともありていづれの
 傳へたり又ハ東方の極とありて日高見の約を轉して
 小てハありて日本書紀景行天皇卷に日本武尊云々
 蝦夷既平自日高見國還之西南歷常陸至甲斐國酒折
 宮云々武内宿禰自東國還之矣言東夷之中有日高
 見國其國人男女推結文身為人勇悍是故曰蝦夷亦土地
 沃壤而曠也此國風土記を万葉註釋に引くは自
 黑前之山到日高之國云々時人謂之幡垂國後世言便稱
 信太國とあり釋日本紀に引くはハ古老曰御宇難波
 長柄豊前宮之天皇御世云々筑波茨城郡七百戶置信
 太郡此地本日高見國云々とあり延喜神名式に陸奥國
 桃生郡日高見神社あり立入信友云日高ハ景行天皇紀
 と思ふ今之蝦夷地にて常陸ハハの日高ハ通ハ道
 ありハ日高道とありといふこの説りありて

こと思へば、顯昭が説も捨てて、或書は風土記にて引
つらよハ此國之邊常鹽滿、民家多有煩、故宜曰此國干立
成陸、則百姓安、故曰飛多智也や、あるはいつくそをいふら
東山道

延喜氏部式は近江美濃為近國、飛彈信濃為中國、
上野下野陸奥出羽為遠國とありて西宮記も
かゝのやまのち又いふ所のち又うねつちらと
らり、北山抄は山乃道と東乃道とあり

近江

和名抄は近江 知加津阿不三 名義は淡海 國府在東本郡 ちこの國は太湖

ありのちよは負でる名あり、續日本紀元正天皇養老元年
九月丁未天皇行幸美濃國戊申行至近江國觀望淡海と
あり、淡海ハ則太湖とて云ふて此國の名義あり、
とると近つ淡海といふハ遠つ淡海と對へると名あり、
古事記傳は遠江と對へて近つ淡海といふ、古も今も
常ハ阿不美とのち云ふ故師ハ古事記ハ近字ありハ
後人の加へると云ふと云々あり、さてもあり、
國造本紀ハ遠江とハ遠淡海と書くと近江ハた淡
海とのち書くと藤原不比等公薨去の後ハ近江國と對て
謚、近字音よて淡海公と賜ひ、ふてもり、淡海の

字を用られしこと云々。されば阿波宇美と唱へしこと
うつらうくゆゑと云々。

美濃

和名抄よ美濃國府在不破郡名義ハ谷勢野青野賀茂野らと
あれバ三野らと云々ハ野と稱へて真野らと云々上
りてハ三河の例も思ふハ古事記傳よ名義真野
らと云々論い給へと彦麻呂いとい思ふ身惱の約と
かてハあつらふ々々奈夜卒の三言と約とハ奴の一言よか
れハ延喜神名式よ美濃國不破郡仲山金山彦神社名神大
とありとの神ハ古事記の伊邪那美命の火之夜藝速男

神を生給ふ段よ因生此子美著登見矣而病臥在多具理迹
生神名金山昆古神云々とある金山ハ仮字よて令疲憊の
畧と云々古事記傳よあり又ハ身濡の畧と云々小
てもありて同記日代宮の段よ倭建命取伊服岐山之
神幸行云々騰其山之時白猪逢于山遣其大如牛云々其
神之使者雖今不殺還時將殺而騰坐於是零大氷雨打慙
倭建命云々とあれと云々伊勢國よての詔よ吾足如三
重勾而其疲故號其地謂三重とあり類と云々

飛彈

和名抄よ飛彈比太國府在大野郡名義ハ挽手人トより負し名と云々

一延喜氏部式ニ飛彈、匠丁とあり。賦役令ニ凡斐陀國庸調俱免、每里點匠丁十人、每四丁給廩丁一人、二年一替、餘丁輸米充匠丁食とあり。類聚三代拾の承和元年の條、弘仁五年五月廿一日云々得飛彈國解備貢上下匠、每等有數事畢之日規避課役云々とあり。鴨祐之々大八州記、按和者材木之名而匠工造杣木也。此國多材木而其民課役皆為匠丁故以為國名也乎といへり。萬葉集ニ云々物者不念斐太人乃打墨繩之直一道ニとあり。斐太人之真木流云尔布乃河事者雖通船曾不通とあり。立入信友ハこの打墨繩之云々とあり。よくりて挽板の畧とあり。

いへり。或書ス此國風土記の文として引く。飛彈本美濃國內也。然建延江大津宮時自當國良材多出也。駄負木行大津如飛也。故号飛駄といへり。ハハハハハ字音をくくくハ心つゞる。妄説とあり。谷川士清ハ蓋其為國山登谷幽猶衣裳有雙猿故名之也といへり。

信濃

和名抄小信濃之奈乃國府名義ハ信濃國風土記ニ往昔建御名方神等之所往之地也。治天下御神大穴持命又少彦名命建御名方命巡行此國給到坐阿羅野詔此國者木葉草垣葉品々也。故云品野。今云信濃者音之轉也とあり。古史

記傳は八級坂の、おゑの名ありとありと、古事記は志那陀由布云々とあり、哥の志那、坂踏みて陀由布、猶豫して平らからず、さうさのをとり、あつて日本書紀景行天皇巻は日本武尊進入信濃、是國也山高谷幽翠嶺萬里人倚杖而難升、巖嶮磴紆長峯數千馬頓蹇而不進、然日本武尊披烟凌霧、遙經大山、既達于峯、云々、推古天皇巻は有蠅聚集、浮虛以越信濃坂、鳴音如雷云々、齊明天皇巻は料野國言蠅群向西飛、踰臣坂、大十圍計高至蒼天云々、日本紀畧延長三年七月二十九日東國民烟為風多損信濃御坂踏壞云々、

萬葉集信濃國防人哥は知波夜布留賀美乃美佐賀尔、怒佐麻都里伊波負伊能知波意毛知々我多采とあり、と始して後拾遺集新古今集又今昔物語にも信濃の御坂の事見々、此坂を級といはる、志那の約は佐みて加ハ所、あつれは佐加ハ級所、古事記傳は見々、同記傳は料ハ古の傍、神樂哥は木綿造、料の原とあり、諏訪明神御装束、鐙ハ威馬の鎧、船の綱と皆料、木の皮とて造る、郡郷の号は更料、埴料、倉料、惣料、御料、仁料、蓼料、る、こらり、の料の原よりや有とあり、山根

宗利といふ人この國を行て科布の裁端を我方におこ
でしう賤の衾なるの料ありといひりて麓さ布あり
和名抄小調布豆岐乃沼能又有信濃望陀等名云々其體
與他國調布頗別異故以所出國郡名為名也とあり料
木あり出るる國名々國名あり出るる調布の名々木未と
あり又思ふ伊勢津彦といふ神大風を起し立去
しう伊勢國風土記上の伊勢國の條より小あり延喜神名式
水内郡風間神社あり今も風間村といふあり俊賴朝臣の
哥も信濃なる木曾踏のさらく咲もく風のもあり
透間ありとあり夫木集も信濃踏や風のもありとあり心せよ

あつち花の白く神垣をとりあり俊賴朝臣雜談抄も
清輔朝臣菘草紙もと小風祝部の事ありありれ信濃
息長野ふてしあり中川頭元ハ萬葉集も三萬葉
信濃とありれハ篠野ありとあり續日本紀
元正天皇養老五年六月辛丑割信濃國始置諫方國
聖武天皇天平三年三月乙卯廢諫方國并信濃國

上野

下野

和名抄小上野加三豆介乃國府在群馬郡國下野之毛豆介乃國府在都賀郡
名義ハ毛野ありと國造本紀も難波高津朝御世元毛野國

分爲上下とあり、されば上毛野下毛野と二字と
定られし時、毛字ハ畧りれつれど猶毛といへる名の
うして却て野字とハ唱へばさて毛とハ草木五穀を
といへるなり、一のそ、一ハ木といへる名なり、下の紀伊
國の條といへる須佐之男命の木種、蒔とも思ひ合は
る、一荒後國ハ大なる、歷木株あり、高九百七十丈あり
て朝日影ハ肥前の杵島多良岑と覆ひ夕日影ハ
肥後の阿蘇荒山と蔽い、一日本書紀と風土記あり
て御毛國といふ、この木僵として後其樹と踏て往來を
ふ、一瀛概能佐鳥麼志と尋ふも、一日本

書紀ハ是居於御木川上といふ分註ハ木此云開とあり、
萬葉集も木と起とらるる事、一あり、一として令義
解ハ謂土地之所生爲毛也とあり、外國も左氏傳ハ倉
土之毛註毛草也とあり、字典ハ桑麻五穀之属皆曰毛と
あり、素問ハ地有草木人有毛髮應之とあり、その外も
窮髮不毛るといへる、一漢籍ハ間々見えたり、さて又
或書ハ引る風土記ハ上毛野下毛野者兩國中間有二野
曰佐野笠野、其野中有一河号渡瀬、又有川曰佐野中
川、以渡瀬爲兩國境、川西曰上毛野、東曰下毛野、川東爲下
川西、曰上古今例也、所以流東南也、又毛者有田曰毛、後除

毛字とあり

陸奥

和名抄小陸奥

三知乃於久國
府在宮城郡

名義ハ玉勝開ニ道之奥ト

ハハ意の名ありとあり古事記水垣宮の段ハ大毘古命

者遣高志道其子建沼河別命者遣東方十二道而云々

この十二道ハ伊勢より陸奥とての十二國といへりこの國

東方の極といへバ道の奥なることとうつらし道ハ國と

いへり西北の國よて前後と道の口道の尻といへり國の

口國の尻より檜垣家集ハ西國とて奥の國ハ下

といふ事ありとて陸奥と美知能久と云るハ能ハ於の

韻ありハ器りるる玉勝開ハ美知乃國とのといへりハ

美知乃久が久ボとつひてハ乃久といふこと重なりて

るつりりきよりハ乃久と器りてつひりるる

べりるると又後ハ平都の國といハ美知の國と訛

りるものちるるを陸の字數の六の字と通り用ふこと

あれハ六の意と心得る人もあれどさハハハハハハ又

むりハハハハの國といへりハハハハハハハハハハハハ

ハハハハ今ハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハ

ハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハ

出羽

和名抄又出羽以大波國府在平鹿郡名義ハ越の道の尻ノ道ノ奥ノ

の出端國ハ續日本紀元明天皇和銅元

年九月丙戌越後國言新建出羽郡許之云々同五年九月

己丑大政官議奏曰建國辟疆武功所貴設官撫民文教所

崇其比道蝦秋遠憑阻險寶綴狂心屢驚邊境自官軍雷

擊凶賊霧消狄部晏然皇民無擾誠望便衆時機遂置

一國式樹司宰永鎮百姓奏可之於是始置出羽國

同年十月丁酉朔割陸奥國最上置賜二郡隸出羽國

又國造本紀云諾羅朝御世和銅五年割陸奥越後

二國始置此國也ハ或書引風土記の文ハ

上古此地貢鷲鷹之羽故曰出羽ハハ字ハハ

ハ字ハハ

諸國名義考上卷終

東國文獻備考

卷之四十五
禮儀考
一、冠服
二、朝服
三、祭服
四、喪服
五、吉服
六、常服
七、軍服
八、官服
九、民服
十、婦人服
十一、童子服
十二、異俗

古今中外禮儀考

